

平成28年度川口市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成28年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	273,400 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	63,932,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	175,156 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 配 水 管 整 備 事 業	3,636,761 千円
イ 施 設 整 備 事 業	782,839 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事 業 収 益	11,944,434 千円
第 1 項 営 業 収 益	11,672,837 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	271,596 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円

支 出	
第 1 款 事 業 費	11,384,799 千円
第 1 項 営 業 費 用	10,687,337 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	658,858 千円
第 3 項 特 別 損 失	8,604 千円
第 4 項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,884,883 千円は減債積立金 870,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,711,988 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 302,895 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款	資本的収入	2,514,318 千円
第 1 項	企業債	2,300,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	29 千円
第 3 項	受託工事収入	103,593 千円
第 4 項	負担金	50,016 千円
第 5 項	国庫補助金	60,680 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	6,399,201 千円
第 1 項	建設改良費	4,853,666 千円
第 2 項	企業債償還金	1,545,535 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	拡張配水管布設事業	307,996 千円	平成28年度	100,000 千円
				平成29年度	207,996 千円
		浄配水場電気設備更新事業	1,387,605 千円	平成28年度	418,733 千円
				平成29年度	968,872 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置工事申請窓口業務委託	平成29年度から平成31年度まで	82,782 千円
上青木浄水場防災倉庫購入	平成29年度から平成33年度まで	148,780 千円

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	2,300,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 受託工事費	163,492 千円
(2) 収益的支出の職員給与費	831,671 千円
(3) 資本的支出の職員給与費	202,021 千円
(4) 交際費	300 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、102,203 千円と定める。

平成28年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫